

雪害対策の充実に関する決議

北信越地域には毎年の恒常的な降積雪があり、安全・安心な住民生活の維持や産業の発展、円滑な交通の確保等が阻害される事態が度々発生している。

平成30年1月から2月にかけては、集中的な降雪による記録的な大雪となり、除排雪作業中の事故による人的被害をはじめ、長時間に及ぶ道路の通行止めや渋滞の発生、物流経路の寸断による物資の不足、JRや地域鉄道の運休、農業施設の損壊など広範囲にわたり甚大な被害がもたらされた。

このような大雪による災害を防止するためには、施設・機器の整備拡充や持続可能で安定した除排雪体制の確保をはじめとするハード・ソフトにわたる備えを充実させていくことが不可欠である。

しかし、厳しい財政状況の中にあって、除排雪をはじめとする多額の経費負担は自治体の財政を一層圧迫するものであり、また、人口減少・高齢化のさらなる進行などにより地域の克雪力を維持していくのも容易な状況ではないのが実情である。

よって、国においては、除排雪経費への財政措置に万全を期すとともに、これまでの大雪被害の実態を踏まえた災害救助法適用および激甚災害指定の拡充を図ること。また、積雪期にも安全で円滑な道路・鉄道交通の確保及び整備推進、被災農業者・中小企業者への支援、高齢者世帯や空き家が増加している中での除雪体制の整備や克雪住宅の普及促進など、雪に強く安全で快適な地域づくりに恒久的な対策を講じるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成30年5月11日

第172回北信越市長会総会